

「全てのこどもが健やかに心豊かに育ち、全ての家庭が安心して子育てができるまち いるま」
入間市こども計画基本理念

学童保育室保育料見直し及び民営化について

※令和7年第3回（9月）入間市議会定例会において審議中のものであり、
決定事項ではありません。決定事項については、10月以降の令和8年度
入室申込受付開始の際に合わせてお知らせする予定です。

— IRUMA PURPOSE —

心豊かでいられる、
「未来の原風景」を創造し伝承する。

令和7年9月 青少年課

保育料の改定について

改定に至る経緯

現在、学童保育室の保育料につきましては、月額7,000円を負担いただいているところです。

この月額については、平成20年度の改定以降これまでの間、消費税増税や人件費及び物価の高騰があったものの、据え置いてまいりました。

しかしながら、近年の更なる人件費及び物価の急激な高騰により、**学童保育室運営に係る経費は大幅に増加しております。**国は負担割合の基準を「**国・県・市16.7%ずつ、保護者50%**」と示していますが、令和6年度予算では「**国・県17.6%、市45.9%、保護者18.9%**」となりました。このままの傾向が続くと学童保育室の運営が困難になることから、受益者負担の見直しを図るため、月額保育料の改定に向けた検討を進めてまいりました。**こども・子育て審議会への諮問・答申を経て、今市議会において条例改正を審議いただいているところです。**

保育料の改定について

月額保育料

● 令和8年度から「10,000円」に改定する予定です

現在の経費を国の示す負担割合の基準で試算すると、月額保育料が約19,000円となってしまうということになりました。しかし、学童保育室の民営化等の手法を取り入れて全体のコストを抑え、また、近隣市の保育料を勘案して10,000円と設定することとしました。

また、保護者の皆様の負担を軽減するための対策（次ページ以降）を併せて実施してまいります。

【参考 近隣市保育料】

所沢市	:	10,000円（別途おやつ代等別途料金あり）
狭山市	:	10,000円（延長料金あり）
飯能市	:	4,000円～16,000円（学年・場所による。別途おやつ代あり）
日高市	:	12,000円

保育料の改定について

負担軽減対策

● 多子世帯減額制度を導入します

2人以上学童保育室に子どもを預けた場合の保育料を減額します。

保育料の増額を軽くするとともに、多くのお子さんを育てる家庭を応援します。

	区 分	保育料の額 (児童1人当たり月額)
A	学童保育室に入室している1人目の児童	10,000円
B	Aと同一世帯で学童保育室に入室している 2人目 の児童	5,000円
C	Aと同一世帯で学童保育室に入室している 3人目以降 の児童	0円



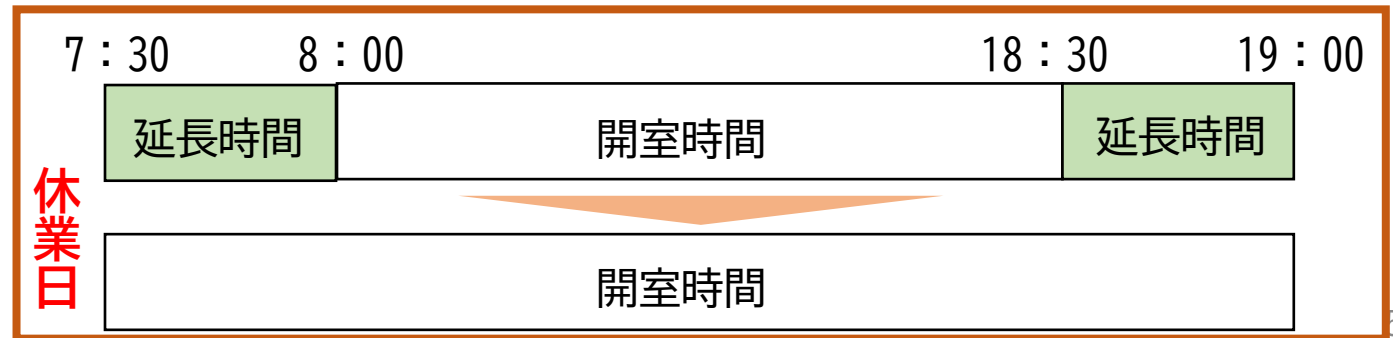
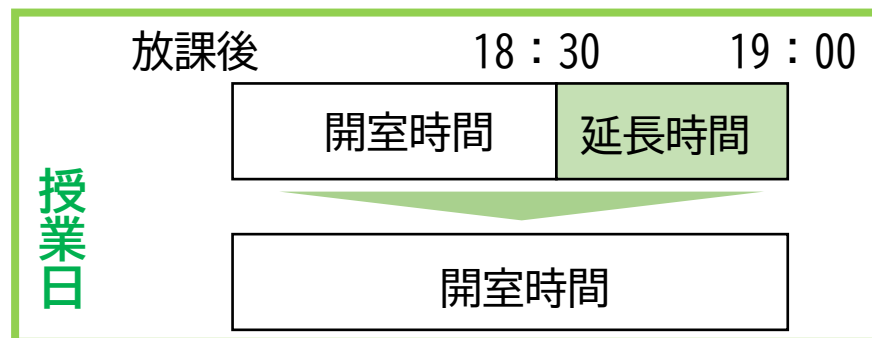
保育料の改定について

負担軽減対策

● 延長時間及び学校休業日加算を廃止します

これまで、学校休業日7：30～8：00、平日・学校休業日18：30～19：00の延長時間について、利用に応じて1回あたり100円を負担していただいていたいました。また、学校休業日については1日あたり280円を負担していただいていたいました。**今回の保育料改定に合わせて延長時間を廃止し、また延長時間及び学校休業日加算を廃止します。**

預けることのできる時間は変わりませんが、これまで延長時間であった「朝7：30から」と「夕方19：00まで」、土曜日・夏休み等の1日保育を、**追加料金なしでご利用いただけるようになります。学童保育室利用にかかる負担は、月額保育料、年額保険料のみとなります。**



保育料の改定について

負担軽減対策

● 減免要件を見直します

減免要件を下表のとおりとします。

減免要件を所得税非課税世帯ではなく、市民税非課税世帯とすることで、現在低所得であるにもかかわらず所得税が課税されていることで減免対象外となっていた世帯を、新たに減免対象とできるようになります。

区分	対象世帯	減免期間	減免の額
ア	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	生活保護を受給する期間	全額（負担0円）
イ	前年度市民税非課税世帯	4月から6月まで	全額（負担0円）
ウ	当該年度市民税非課税世帯	7月から翌年3月まで	全額（負担0円）
エ	やむを得ない理由があると市長が認める世帯	市長が認める期間	市長が別に定める額

入間市立学童保育室の民営化について

民営化する理由

入間市立学童保育室の運営は、これまで主に直営により運営してまいりました。人材確保の背景から、令和3年度に金子・金子第二学童保育室、令和4年度には藤沢北・藤沢北第二・藤沢北第三学童保育室の運営を民営化し、民間事業者により運営してまいりました。

これまでの民営による運営状況を検証し、**こどもの健全な育成に寄与する、より質の高い学童保育を実施する運営方法を検討するため**、入間市こども・子育て審議会に対し、令和6年11月8日に今後の入間市立学童保育室の運営について諮問し、令和7年6月20日に答申を受けました。その答申に基づき、また、令和6年度に実施した2度のアンケートの結果を踏まえ、**令和8年4月からすべての学童保育室の運営を民間事業者に委託する方向で事務を進めているところです。**

入間市立学童保育室の民営化について

入間市こども・子育て審議会答申（抜粋）

【運営形態について】

●保育理念の実現と運営形態の見直しについて

学童保育室を民営化することにより、支援員等のキャリア形成と人材確保に繋げ、障がいや発達特性に応じた支援、より充実した保育環境の提供及び持続可能な学童保育室の運営を図るものとする。また、幅広い人材の活用や、民間事業者が有する幅広い知識・経験を最大限活用することにより、育成支援の質の向上及び学校との連携充実を図り、もって「入間市立学童保育室育成支援指針」に掲げる保育理念の実現に資するものとする。

【附帯意見】

(1) 安全安心なこどもの居場所の確保について

共働き家庭が増えニーズが増す一方、学童保育の現場での人手不足が深刻に懸念される。放課後等におけるこどもの安全で安心な暮らしを確保するため、民営化を進める際には、入間市立学童保育室の運営が1日も途切れることのない体制を整備されたい。

(2) 環境変化によるこどもの感情への配慮について

こどもは、環境変化に対して非常に敏感であり、感情が大きく揺さぶられる可能性がある。当該学童保育室を民営化する際には、最前線で働く職員に対する配慮を行うとともに、こどもの変化に細心の注意を払い、十分な引継ぎを行い、こどものウェルビーイング実現のための創意工夫ができる体制を整備されたい。

入間市立学童保育室の民営化について

主なアンケート結果

【令和6年12月実施 満足度アンケート】

民営学童保育室（175人中、117人回答）

回 答	回答率	回答数
大変満足	55.6%	65
満足	33.3%	39
どちらともいえない	10.2%	12
不満	0.9%	1
大変不満	0%	0

直営学童保育室（796人中、523人回答）

回 答	回答率	回答数
大変満足	29.1%	152
満足	45.1%	236
どちらともいえない	21.4%	112
不満	2.7%	14
大変不満	1.7%	9

【令和7年3月実施 民営化に関するアンケート（直営学童保育室をのみを対象）】

回 答	回答率	回答数
どちらでも良い	59.10%	198
民間委託した方が良い	3.88%	13
民間委託しない方が良い	37.01%	124

697人中 335人回答

◎以上、アンケート結果から、変更があることへの一定の不安はあると捉えておりますが、

環境醸成や育成支援等の運営内容の向上が重要であると判断し、全学童保育室の民営化を進めます

入間市立学童保育室の民営化について

委託範囲

- 指定管理ではなく、業務委託による民営化とします

【市が行うこと】

- ・ 学童保育室の施設管理
- ・ 学童保育室の入室申込受付、入室決定
- ・ 学童保育料の徴収
- ・ モニタリング及び第三者評価実施による運営の管理

【民間事業者が行うこと】

- ・ 各学童保育室における運営業務全般（保育、お迎え対応など）
- ・ 人材確保、人事管理

入間市立学童保育室の民営化について

委託による効果

● 小学校ごとに1人の施設長が配置されます

現在の公営学童保育室では施設長を置いておらず、管理監督体制が不明確な状況です。各施設に責任者を置くことで、責任が明確になり、安全で、各学校・地域での特色ある育成支援が期待できます。



● 民間事業者が有する幅広い知識・経験を最大限活用します

既に委託化した学童保育室では、こども会議を開き、こどもたちの要望や意見を運営に反映したり、地区センターで保護者や地域の方々を招待したダンス発表会を開催したりするなど、独自の専門性やノウハウを生かした育成支援を実施しています。また、長期休業中における仕出し弁当の選択などのサービスも行っており、同様のサービスも期待できます。

※その他、より多様な働き方により職員をさらに確保することが期待でき、持続可能な学童保育室運営につながると考えられます。

入間市立学童保育室の民営化について

● こども・子育て審議会答申「附帯意見」への対応

審議会答申において、「安全安心なこどもの居場所の確保について」「環境変化によるこどもの感情への配慮について」の2点の附帯意見をいただきました。

入間市立学童保育室を持続的かつ継続的に運営し、こどもたちの周辺環境の変化を最小限に抑えるため、以下の取組を進めてまいります。

◎現在学童保育室で勤務している職員のうち、希望する職員が民間事業者で優先的に継続雇用できるよう要請します。

◎令和7年度中から引継ぎを行い、早期に職員とこどもたちとの関係性を構築して、急激な環境変化にならないよう配慮します。

今後の予定

時 期	内 容
令和7年9月	・ 令和7年第3回入間市議会…保育料改定、民営化の方向性決定
10月	・ 決定事項のお知らせ・令和8年度学童保育室入室申込開始
11月	・ 申込受付、新規申込者面談 ※申込期間、面談期間の詳細については、申込開始時にご確認ください
12月	・ 令和8年度から運営する民間事業者の決定 ・ 民間事業者への引継ぎ開始
令和8年1月	・ 入室審査～入室決定等通知
2月～3月	・ 市及び民間事業者による各地区説明会の実施
3月	・ 入室準備
4月	・ 保育料改定 ・ すべての市立学童保育室の民間事業者による運営開始

ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。